



夏季休暇期間中における口蹄疫等の防疫対策の徹底について

依然として東アジアでは口蹄疫、東欧ではアフリカ豚コレラが継続して発生していますが、夏季休暇に入り、人や物の移動がいっそう活発になることで、病原体の国内への侵入が危惧されるところです。

2017年の海外渡航者数は約1800万人、訪日外国人旅行者数は約2900万人と年々増加しており、訪日者の多くが中国や韓国等の東アジア地域の方々となっています。本県にも八代港等を利用した海外からの旅行者が増加しています。

畜産関係者の皆様におかれましては、農場への病原体侵入防止対策を徹底してください。



八代港に寄港したクルーズ船に設置された消毒マット

口蹄疫等の発生国への渡航は可能な限り自粛。仮に渡航する場合は以下に留意。

①渡航先では

- 畜産関連施設（家畜市場、農場、と畜場等）に立ち入らない。
- 動物（野生動物含む）との接触を避ける。
- 肉製品等を日本に持ち込まない。（肉製品から鳥インフルエンザウイルスが検出！）
- 帰国の際には空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、指導を受ける。

②旅行から帰ったら

- 海外で使用した衣服及び靴は、直ちに洗浄・消毒。
- 帰国後一週間は、衛生管理区域に立ち入らない。やむを得ず立ち入る場合には、事前に入浴、洗髪、更衣等適切な処置を講じる。

農場での病原体侵入防止対策

- 看板の設置や農場入口の石灰散布等を実施し、不必要な人や物の出入りをさせない。
- 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る際には、手指や靴等の消毒を徹底しましょう。

口蹄疫等を疑う症状を呈する家畜を発見したら、速やかに当所へ通報を！

口蹄疫の症状

～牛の症状～



上顎口唇潰瘍

九州・沖縄ブロック家畜保健衛生業績発表会が開催されました

去る7月27日、長崎県庁において、第59回九州・沖縄ブロック家畜保健衛生業績発表会が開催されました。

本県からは3題の発表があり、その中の1題、中央家保の「海外悪性伝染病の発生に備えた防疫資材の効率の整備への取組」が県代表に選出され、9月の全国家畜保健衛生業績発表会で発表します。

防疫演習や本県での高病原性鳥インフルエンザ発生の経験と検証をもとに、迅速な初動防疫を実現するための防疫資材整備の取組で、特にカゴ台車を用いた資材の保管と搬出は高く評価されました。

このように、迅速的確な防疫作業を実施するために、家保では日々改善しておりますので、**防疫演習等を通して情報の共有**をお願いします。



表彰される当所の稲生主任技師

と畜検査申請書には薬等の投与歴や病歴を記載しましょう

先般、県内のと畜場において、と畜検査申請書に薬等の投与歴が記載されていない事例について、食肉衛生検査所から情報提供がありました。

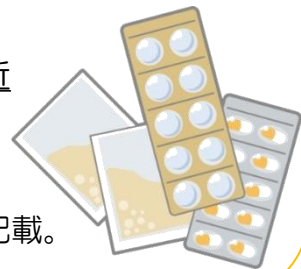
と畜検査申請書には、と畜場法により必要な項目を記載することが定められています(右を参照)。

例えば、投薬の事実があるのに記載しなかった場合は法律違反になりますので、**確実に記載**をお願いします。

参考：と畜検査申請書の投与歴、病歴

と畜検査を受けようとする場合、と畜検査申請書には、**動物用医薬品やこれに類するもの(飼料添加の抗菌性物質等)の使用状況や病歴等**を記載すべきと法律(と畜場法施行規則)で定められています。

投与歴や病歴は牛は概ね直近3カ月、牛以外は直近2カ月のものについて重点的に記載すること。
投与歴がない場合その旨を記載。



近隣諸国における悪性家畜伝染病発生情報

病名	型	発生地(国)	畜種	発生日
高病原性鳥インフルエンザ	H5N2	台湾(2件)	肉用あひる、七面鳥	平成30年6月19日 ~7月2日
	H5	ロシア(67件)	家禽	平成30年6月7日 ~7月20日
口蹄疫	O型	中国(4件)	豚、牛	平成30年6月10日 ~7月16日
豚コレラ		ロシア(1件)	豚	平成30年7月5日

毎月**20日**はくまもと家畜防疫の日

平成30年8月1日時点

定期的な消毒を実施しましょう!

